

政令第三百十号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「令和四年四月一日」を「令和五年四月一日」に改める。

別表中第三十二号を削り、第三十一号を第三十二号とし、第七号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の二を第七号とし、同表第三十七号中「春日出南三丁目、」を削り、「春日出中三丁目」の下に「春日出南三丁目」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正)

3 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三第二地区の項中「第八号から第十号まで」を「第九号から第十一号まで」に改め、同表第三地区の項中「第十二号から第十四号まで」を「第十三号から第十五号まで」に改め、同表第四地区の項中「第十五号及び第十六号」を「第十六号及び第十七号」に改め、同表第五地区の項中「第十九号及び第二十号」を「第二十号及び第二十一号」に改め、同表第六地区の項中「第二十一号、第二十四号、第二十六号及び第三十号」を「第二十二号、第二十五号、第二十七号及び第三十一号」に改め、同表第七地区の項中「第三十二号、」を削る。

理由

石油コンビナート等特別防災区域のうち、渥美地区についてその指定を解除するとともに、大阪北港地区について区域の縮小を行う等の必要があるからである。